

第2部

パネルディスカッション

犯罪被害者支援における裁判付き添い等直接的支援の課題と今後の展望

コーディネーター：大分被害者支援センター理事、全国被害者支援ネットワーク理事
被害者支援センターとちぎ事務局長、全国被害者支援ネットワーク理事
パネリスト：おおもり被害者支援センター理事
東京地方検察庁総務部検事
警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長
大阪被害者支援アドボカシーセンター副代表理事

関根 剛氏
和氣みち子氏
山内 久子氏
池田 暁子氏
阿武 孝雄氏
楠本 節子氏

第2部パネルディスカッションは、被害者支援活動の中でも年々比重が高まっている「直接的支援」がテーマ。被害者や遺族の方々が警察、検察、裁判などに臨む時、どのような制度や仕組みがあり、どんな配慮や心遣いが必要なのか、それらは現状で十分か、一層の充実へ課題は何か一などを論点に、パネリストからはそれぞれの立場を踏まえ、示唆に富んだ発言が相次いだ。

まず山内さんは、愛娘の命が奪われた平成7年当時は青森県には被害者支援センターがなく、何の支援も受けられないまま横浜の警察や検察、裁判所に出向かざるを得なかったこと、そこでは厳しいあしらいを受けたことなどを振り返って、孤独で心細かった心情を語り、直接的支援の必要性を示した。

約20年を経た現在、犯罪被害者等基本法、同基本計画をはじめ被害者支援の法や制度が整ってきた。池田氏は検察庁の被害者通知制度や被害者相談員制度、阿武氏は警察の指定被害者支援要員制度などを紹介し、被害者への積極的な支援と配慮に努めていることを強調した。

楠本氏は直接的支援の実際について、大阪被害者支援アドボカシーセンターの具体例で示した。まず支援にあたるスタンスとして「チームとしての支援」「フラットな関係性」「早期から長期にわたる切れ目のない支援」「専門用語でない分かりやすい言葉への翻訳者・被害者の代弁者」と位置づけ、支援の際には▽信頼関係の構築▽自己決定の尊重▽安心安全の確保▽二次被害の防止ーに留意する。具体的な支援では、裁判の進行にあわせて支援計画を組み立てながら、例えば法廷で被害者が加害者と接近しないための準備や工夫、被害者の気持ちや心身状態へのきめ細やかな心遣いなどを示し、警察、検察、裁判所や弁護士等、関係機関との綿密な打ち合わせの重要性も訴えた。

将来展望では、池田、阿武両氏とも制度や仕組みが進展したものの「被害者支援の理念や精神が（自分たちの）組織全体に行き届いているとは言えない」との認識を示し、今後はその徹底を期すとともに関係機関との連

携強化の方向を指向した。また支援センターに対しては「（検察の）代弁・翻訳をしていただきたい」（池田氏）「警察は危機介入の観点からの支援が中心で、その後の継続的な支援は民間支援団体に引き継ぐのが一般的。連携して隙間のない支援を」（阿武氏）とそれぞれ期待を述べた。

楠本氏は公判前整理手続きへの被害者の参加が認められていない点や裁判所や裁判官によって被害者の使える措置が一定でない点など、制度や対応の改善を求めた。またカウンセリングの公費負担、トラウマ治療に精通した医療機関の育成、被害者支援に理解ある弁護士の育成など整備が望まれる課題も列挙した。関係機関との連携強化のためには支援センターとしても「センターで出来ること、やっていることを積極的に発信し、相手にしっかり認識、理解してもらうことも大事」と指摘した。

こうした議論を受け、コーディネーターは「被害者への直接的支援の形は整ってきたが、人材の育成など質的な面の充実が課題。そのためにはシステム、スキル、スピリッツの3Sを定着させる事が重要で、やるべき事はいっぱいある」（関根氏）「支援者は被害者の声をすくいあげ、何気ない発言も聞き逃さずに直接的支援の発展充実に生かしてほしい」（和氣氏）と締めくくった。

